

#### ④ 笠間市コロナ NEXT 誘客促進事業「かさま応援割プラス」を再開します

市内宿泊施設をお得に利用できる宿泊体験促進事業を、一部の地域からの宿泊者を除いて3月19日宿泊分から支援を再開します。

数量限定で宿泊者に体験助成券も配付される制度ですので、この機会にご利用ください。

詳しくはホームページをご覧ください。

期間 3月19日（金）宿泊分～5月末終了予定

内容

宿泊料金(税込)	支援限度額(一人一泊あたり)
10,000円以上	5,000円
10,000円未満	3,000円
住宅宿泊(民泊)事業者	一律3,000円

※適用事業者が宿泊料金を通常よりも安く設定できる制度ですので、

宿泊者にキャッシュバック等が発生するものではありません。

※緊急事態宣言が発出されている地域からの宿泊者は適用となりません。

※予算限度額に達し次第、終了となります。

問 (一社)笠間観光協会内：笠間市宿泊体験促進事業事務局 TEL 0296-72-9255

HP <http://www.kasama-kankou.jp/kasamawari/>



詳しくはこちら

#### ⑤ 東日本大震災にかかる罹災証明書の新規受け付けを終了します

東日本大震災の発生から10年が経過し、家屋の被害状況と震災との因果関係の判定が困難になったことから、罹災証明書の新規発行の受け付けを5月31日で終了します。

なお、これまでに発行した証明書の再発行は引き続き受け付けます。証明書を希望される方は、お問い合わせください。

※震災当時の被害と判断できない場合は証明書を発行できません。

※証明書は即時発行できません。余裕をもって申請してください。

申請方法 窓口で直接または郵送で次の必要書類を提出してください。

①罹災証明願

②カラー写真：罹災当時に撮影されたもので、建物の全景と屋根や外壁などの被害部分がそれぞれ確認できるもの。撮影日記載。

③委任状(罹災者および同居家族以外の方が申請する場合)

※身分証明書(運転免許証など)の提示をお願いする場合があります。

申請期限 5月31日(月) ※郵送必着

申・問 市民活動課(内線132)

〒309-1792 笠間市中央3-2-1 笠間市役所市民活動課「罹災証明書」係

令和3年3月31日で岩間支所内の常陽銀行派出所が廃止になります。  
市税等は安全で安心な口座振替や金融機関、コンビニ、スマートフォン(PayPay、LINE Pay)を利用した納付が便利です。